神栖市長 様

申請者	住 所
	フリガナ
	<u> </u>
	氏 名
	雷託釆吕

誓約書

私は、どうぶつ基金多頭飼育無料救済チケット交付申請するに当たって、下記の事項を 同意及び実施するとともに、問題が生じたときは、責任を持って解決することを誓います

記

- 1 チケット及びチケット使用権を譲渡、転売等は行いません。また、チケット利用に際して、何人からも物品や金銭を受け取りません。
- 2 チケット使用時、協力病院にて身分証を提示します。
- 3 チケット適用外の施術を行う場合、その費用を負担します。
- 4 手術の結果に対してどうぶつ基金及び協力病院に異議を申し立てません。また、何人に対しても、手術の結果に対する損害賠償請求を行いません。
- 5 妊娠中の猫は堕胎します。
- 6 重篤な病気や当該猫が暴れる等,手術を実施できないと獣医が判断した場合は,当該猫の手術が行われないことを了承します。
- 7 当該猫の不妊去勢手術が終了したことが判断できるよう,左右どちらかの耳の先端を さくらみみに切除することについて了承します。
- 8 手術後は、チケット有効期限内に多頭飼育救済チケット利用報告書を提出し、利用しなかったチケットは返却します。
- 9 チケットの利用に当たり問題が発生した場合は、責任を持って対応します。
- 10 希望通りの枚数のチケットが発行されないことがあることを理解し、異議を申し立てません。
- 11 以上のことが守られず,利用方法が著しく不適当と認められた場合は,チケット配布決定の取り消し,又は返還の求めに応じるとともに,次回以降配布が停止されても異議は申し立てません。